

尾道市 子育て支援課 保育所・認定こども園入所に関するよくある質問

種別	No	質問	回答	入所案内 該当ページ
入所手続 関係	1	今年度も入所（または申請）しているのですが、来年度の申請は必要ですか。	申請は年度ごとに必要です。	P5
	2	きょうだいで新規もしくは転園希望の申請をする場合は、それぞれ書類提出が必要ですか。	次のとおりです。 ◎子ども1人につき、1枚必要なもの ・ A-1 保育所（園）・認定こども園入所申込書 ・ A-2 保育所（園）・認定こども園入所申込書【補助票】 ・ B-2 児童の健康状況申告書 ◎世帯につき、1枚必要なもの ・ B-1 家庭状況書 ・ 保育要件を証明する書類 ※ 詳細については、入園案内最終ページにある「提出前に必ずチェック！ 入所申込に必要な書類一覧」をご確認ください。	P22
	3	きょうだいで別々の施設になることもありますか。	申込書の【きょうだいの希望聞取表】において、「きょうだいで別の保育施設でもよい」と希望している方のみ、別々の保育施設に決定する場合があります。 「きょうだいで同じ保育施設を希望したい」と希望している方は、別々の保育施設での決定は行いません。	P24
	4	きょうだいの希望聞取表で同じ施設を希望し、同じ月の入所を希望した場合、入所保留となる可能性がありますか。	同じ施設に同じ月で入れない場合、きょうだい全員が入所保留となる可能性があります。	P24
	5	上の子が先に入っていますが、きょうだいの希望で同じ施設を希望し、同じ月に入所を希望した場合、下の子が入れなければ上の子も退園となりますか。	在園児（上の子）については優先的に選考を行いますので、保育の必要性を満たしていた場合は、退園となることはありません。 しかし、申込書の内容を審査し、保育の必要性がないことを確認した場合には、退園となる可能性があります。	P24
	6	きょうだいの希望聞取表は、入所の優先順位に影響が出ますか。	希望の聞き取りとなりますので、優先順位への影響はありません。 優先順位はあくまでも保育の必要性を申請書の内容で確認し、点数化したうえで決定します。	P24
	7	書類の提出後、施設やきょうだいの希望に変更がありました。手続きが必要ですか。	入所希望施設変更届の提出が必要となります。それぞれの受付期間内に提出してください。 なお、受付期間後に変更を希望される場合は、最初に提出した受付期間ではなく、変更届を提出した日が属する受付期間に受理したものとします。 例) 1次受付期間中に申請した希望内容について、2次受付期間中に変更届を提出した場合、2次受付期間中に申請を提出した方と同等の取り扱いとします。	P7、8
	8	優先順位を決める点数表を見ることができますか。	公表しておりません。ご了承ください。	
	9	申込書の「希望する保育施設名」の全ての欄に保育所名を記入したら必ず入所できますか。	必ず入所できるとは限りませんが、調整対象の施設が多いため、入所できる可能性は高くなります。施設一覧で対象年齢等を確認の上、送迎可能な範囲等をご検討いただき、希望する保育施設のみ記入してください。 (第8希望まで必ず記入する必要はありません。)	P10
	10	「B-1 家庭状況書」は児童1人につき、1枚必要ですか。	世帯につき、1枚のみの記入で構いません。 なお、きょうだいで申し込みの場合は、1番下の子の「B-1 家庭状況書」を記入してください。 上の子は「B-1 家庭状況書」の記入は不要です。	P25
	11	「B-2 児童の健康状況申告書」は児童1人につき、1枚必要ですか。	必要です。 きょうだいで申込の場合は、上の子の「B-1 家庭状況書」の記入は不要です。	P26
	12	「B-2 児童の健康状況申告書」は全て埋める必要がありますか。	大切なお子様をお預かりするために、事前にお伺いしたい内容となっておりますので、全て記入をお願いします。	P26
	13	郵送による申込はできますか。	尾道市外からの転入予定者については、郵送受付を行います。 詳細は「保育所入所申込郵送受付について」をご確認ください。	
	14	申し込みの前に保育所(園)の見学は可能ですか。	可能です。事前に見学をすることで、施設の雰囲気を感じられるだけでなく、方針等を聞くこともできるのでおすすめです。見学を希望される場合は、各施設に直接お問い合わせください。	P3
	15	空いている施設に申し込みをしたいので、空き状況を教えてもらえますか。	新年度入所において、施設ごとの空き状況については公表しておりません。5月入所以降の随時入所については、毎月1日に尾道市ホームページで公表しております。	

種別	No	質問	回答	入所案内 該当ページ
証明書類 関係	1	自営業の場合は、就労証明書の他に何を提出すればよいのですか。	開業届(開業1年以内の方及び開業予定の方)や1か月分の売上台帳、収支内訳書、専従者給与明細の写しといった自営業を行っていることがわかる書類を添付してください。	P6
	2	就労証明書に記入漏れがありました。自分で追記してもいいですか。	就労証明書の内容については証明者が事実に基づき記入するものであり、刑法上の罪に問われる場合がありますので、絶対に行わないでください。保護者自身で記入したことが発覚し、確認された場合はその証明は無効となります。記入漏れ等については、市から事業所へ問い合わせます。	
	3	採用されて間もない(もしくは採用予定のため、就労証明書の「就労実績」欄は空白でいいですか。	事業主に依頼のうえ、就労開始後3か月分の見込みを就労実績欄に記入して提出してください。	
	4	法定育児休業取得中のため、就労証明書の「就労実績」欄が空白(または0円)でもいいですか。	事業主に依頼のうえ、育児休業取得前3か月分の実績を記入して提出してください。	
	5	就労証明書には給与明細書などの添付書類は必須ですか。	被雇用者、自営業等従事者の別で次の書類の写しをいずれか一つ添付してください。 ◎ 被雇用者(株式・有限・官公庁に勤務の場合) ・ 健康保険証(本人の社会保険証であること。建設・医師・歯科医師国民健康保険証は可。家族扶養の社会保険証や国民健康保険証は不可。) ・ 給与明細書(1か月分) ・ 雇用保険証 ・ その他、保護者と勤務先との関係が明記されたもの ◎ 自営業等従事者(個人事業・農業・漁業・下請業) ・ 開業届(開業1年以内の方及び開業予定の方) ・ 売上台帳(1か月分) ・ 収支内訳書(1か月分) ・ 専従者給与明細(1か月分) ・ 確定申告書 ・ その他、自営業等を行っていることがわかる書類	P6
	6	翌年4月1日に採用予定のため、給与明細書などの添付書類がありません。どうすればよいですか。	内定通知があれば、写しを提出してください。無い場合は、採用後に必ず添付書類のうち、一つの写しを提出してください。	P6
	7	介護状況申立書の添付書類は全てを添付する必要がありますか。	ケアプランのうち、「週間サービス計画書」の写しは必須となります。併せて、要介護者の介護保険証、障害者手帳、診断書の写しのいずれか一つを添付してください。	P6
	8	介護状況申立書または病気等・出産・就学申立書に添付する診断書はコピーでもよいですか。	コピーでも構いません。A4サイズ・白黒でコピーしてください。	P6
	9	要件を証明する書類に誤りがありました。訂正はどのようにすればよいですか。	修正は二重線で行ってください。修正テープや修正液を用いた修正は、再提出をお願いする場合があります。なお、就労証明書の内容に関する修正は必ず事業主が行ってください。	
	10	きょうだい等が放課後児童クラブにも同時に申し込みますが、証明書は原本が2部必要ですか。	共通の様式としているため、証明書はどちらか1部が原本であれば、もう1部はコピーでの提出が可能です。A4サイズ・白黒でコピーしてください。	
	11	添付書類のコピーを提出する場合、ルールはありますか。	必要な情報が記載されているページまたは箇所を、A4サイズ・白黒でコピーしてください。詳細については、入園案内最終ページにある「提出前に必ずチェック!入所申込に必要な書類一覧」をご確認ください。	
転入・転出 関係	1	尾道市へ転入予定ですが、保育所の申込はいつから可能ですか。	入所希望日の申込期間に応じて、転入予定として申し込むことが可能です。申し込む前に一度、子育て支援課へご相談ください。	P12
	2	転入予定で入所が内定したのですが、いつまでに尾道市に転入すればいいですか。	最終期限は入所希望月の前月末までですが、通知発送等の都合上、入所希望日の1週間前までに転入手続きをしてください。転入後、必ず子育て支援課へご連絡ください。もし1週間前までの転入が難しい場合は、必ず事前に子育て支援課へご相談ください。	P12
保育料 関係	1	無償化の対象となるのは、どの児童ですか。	無償化の対象は以下のとおりです。(年齢は原則4月1日時点) ・ 3歳児以上クラス及び非課税世帯の0歳児～2歳児クラスに属する児童 ・ 認定こども園の満3歳児クラス(教育認定)に属する児童 ・ 課税世帯の第2子以降で0歳児～2歳児クラスに属する児童 ※副食費は別途かかります。	P15、 P18、P21
	2	保育料は公立施設と私立施設で変わりますか。	認可施設の保育料は全て同額です。ただし、副食費や教材費といったその他の費用は施設によって異なります。詳しくは各施設へお問い合わせください。	P13 ～P15、 P18、P21
	3	年度途中で3歳になったら、保育料は変更になりますか。	保育料は4月1日時点の年齢を基準とするため、3歳になったことによる年度途中での変更はありません。ただし、保育時間認定の変更または毎年9月の市民税所得割課税額の変更によって変更となる可能性があります。	P9、 P21